

奄美市

時短協力店舗緊急支援金

鹿児島県による飲食店に対する営業時間の短縮要請(要請期間:令和3年5月10日～令和3年5月23日)に協力いただいた店舗に、県の協力金に上乗せして支援金を支給します。

対象者

- 鹿児島県による営業時間短縮要請(R3.5.10～R3.5.23)協力金の支給要件を満たしている方
- 上記店舗が奄美市に所在する方
※複数店舗営業している方は、店舗ごとに申請ができます。

支援金の額

- 店舗を借りて営業している方 ※家賃…共益費, 管理費などは除きます。
令和3年5月分(1か月分)の家賃額が 10万円以下 → 一律10万円
10万円超 → 一律20万円
- 自己所有店舗で営業している方 一律10万円

申請書類

【共通】 交付申請書, 誓約書, 営業許可証, 時短要請に協力したことが分かるもの(告知するポスター・チラシの写真及びこれの掲示を確認できる店舗外観写真) 振込口座通帳の写し, 本人確認書類の写し(個人事業主のみ)

【店舗を借りて営業している方】

賃貸契約書の全ての写し, 令和3年5月分の家賃支払が確認できるもの(領収書の写し, 通帳引落しページの写し 等)

【自己所有店舗で営業している方】

固定資産税に関する証明書又は不動産登記簿謄本

【申請期間】 令和3年6月8日(火)～令和3年7月31日(土) ※当日消印有効